

小樽商科大学研究報告投稿規程の一部改正

【改正理由】

校正の範囲を明文化するために改正するものである。

新旧対照表

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
平成 19 年 7 月 18 日 (略) (論文原稿の校正及び校正の範囲) 第 1 1 条 論文原稿の校正は，3 校までを原則とする。 <u>2 校正は，脱字や誤植の訂正に限るものとし，字句及び図表の修正，挿入等，本文の大幅な変更は，原則として認めない。</u> (略) <u>附 則</u> <u>この要項は，平成 2 6 年 5 月 1 9 日から施行する。</u>	平成 19 年 7 月 18 日 (略) (論文原稿の校正) 第 1 1 条 論文原稿の校正は，3 校までを原則とする。ただし，投稿者は，校正の範囲を超えて論文原稿の内容を改変することはできない。 (略)